

報 告 第 2 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月13日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 4 号

損害賠償の額の決定について

市営住宅施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年5月27日

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 損害賠償の額 12万7,278円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成28年4月16日午後9時頃、同年2月15日に市営住宅治良丸西団地において発生した建物火災で焼け残ったトタン等が、強風により飛散し、南側の民地（萩生2659番1）に駐車中の軽自動車に接触し、車両を損傷した。